

くまもと子育て応援の店・企業推進事業 応援団募集要領

1 趣旨

くまもと子育て応援の店・企業推進事業において募集する子育て支援を行う応援団の内容及び募集方法等について定める。

2 応援団の内容

(1) 子育てとくたく応援団

① 応援の内容

「就学前のこどもを養育している家庭」を対象に、料金の割引や特典の付与などのサービスを提供する。

なお、応援団員は、対象家庭のこどもの年齢の上限については、独自に引き上げることができるものとする。

② 対象家庭の確認方法

ア こども連れであることを目視により確認してサービスを提供する。

ただし、応援団員は、応援の内容によっては、独自に保険証等対象家庭であることを確認することができる既存の証明書の提示を求めることができるものとする。

イ こども連れでない場合でも、対象家庭から保険証等対象家庭であることを確認することができる既存の証明書の提示があった場合は、これを確認してサービスを提供することもできるものとする。

(2) 子育てあったか応援団

次のいずれかの取組みを行う。

ア 「子育て家庭」を対象に、おむつ替え場、授乳室や遊び場の提供など、子育てにやさしい設備や付加的なサービスを提供する。

イ 本事業の広報・啓発を支援する。

(3) 子育て従業員応援団

次のいずれかの取組みを行う。

ア 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、計画に沿った仕事と家庭の両立支援対策を行う。

ただし、従業員数100人以下の企業等を対象とする。

イ 仕事と子育ての両立を支援するため、育児休業を取得しやすい環境づくりや多様な働き方の導入など、独自の雇用環境整備を行う。

3 応援団への応募等

(1) 応募資格

原則として、熊本県内に活動拠点等を有し、2に定める応援団の取組みを1つ以上かつ1年以上行う店、企業、団体等とする。

ただし、2に定める応援団については、次のいずれかに該当する場合は、対象とならない。

① 各種法令に違反しているもの

② 事業者の代表者、役員（執行委員を含む。）または支店もしくは営業所を代表する者等その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定す

る暴力団員であると認められるもの

- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（平成23年法律第122号）第2条に規定する営業又は風俗営業に類似した業種を行うもの
- ④ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第88号）に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの
- ⑤ 消費者金融を営むもの
- ⑥ 賭博、ギャンブルに関する営業を行うもの
- ⑦ 宗教活動や政治活動を目的とするもの
- ⑧ その他応援団として適当でないと認められるもの

なお、2の（1）及び（2）の応援団については、上記①から⑧に該当しない場合であっても、営業時間が午後11時から午前5時に及ぶ応援団の店舗においては、児童の健全な育成を図るため、熊本県少年保護育成条例第8条第1項の規定を準用し、当該時間帯において応援団の取組みを行うことはできない。ただし、宿泊施設等において夜間の取組みとしてお湯の提供などを行う場合は、この限りでない。

（2）応募方法及び登録

① 応募方法

事業ホームページ内に設置する応募フォームへの入力又は入団申込書（別紙1）の以下7に定める事務局への郵送による。

② 登録

熊本県（以下「県」という。）は、申込内容を確認のうえ登録を行い、登録証（別紙2）及びシンボルマーク入りのステッカーを交付するとともに、事業ホームページにおいて応援内容等を紹介する。

なお、応援団員は、シンボルマークや各応援団の名称を利用することができる。

4 応援団の募集時期等

応援団の募集は、平成18年7月から開始し、応援団の取組は、平成18年10月から開始する。

なお、県は、県庁広報番組や事業ホームページ、ポスターの掲示、チラシの配布等の他、市町村や関係団体等と連携を図り、広く応援団の募集に努めるものとする。

5 応援内容の変更

応援団員は、入団申込書の内容を変更する場合は、その10日前までに変更届（別紙3）を県に提出しなければならない。

6 応援団の退団

（1）任意の退団

応援団員は、応援団を退団する場合は、その10日前までに退団届（別紙4）を県に提出しなければならない。

（2）登録の取消し

県は、3の（1）に定める応援団の応募資格に適合しなくなったと認められる応援団員については、その登録を取り消し、退団させることができる。

（3）登録証等の返却

上記（１）、（２）により退団となる応援団員は、登録証を返却するとともに、シンボルマーク入りステッカーを返却又は廃棄しなければならない。

7 応援団の事務局

- （１）２の（１）及び（２）の応援団の事務局は、熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども未来課に置く。
- （２）２（３）の応援団の事務局は、熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課に置く。

8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成１８年５月２３日から施行する。

この要領は、平成２２年４月１日から施行する。

この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

この要領は、平成２８年４月２７日から施行する。

この要領は、令和元年（２０１９年）７月１２日から施行する。

この要領は、令和８年（２０２６年）７月１５日から施行する。